

# 一般社団法人 山口県医師会定款施行規則

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、定款第70条の規定に基づき、定款の施行に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 会 費

(会員の区分)

第2条 本会の会員は、会費の賦課について、次の各号に区分する。

- (1) 第1号会員 医業を經營する会員（共同して經營する者を含む。）並びに法人医療機関（国立医療機構及び公的医療機関を除く。）における管理者及び理事である会員
- (2) 第2号会員 医療機関に勤務する第1号会員以外の会員
- (3) 第3号会員 第1号会員及び第2号会員以外の会員

2 前項の規定にかかわらず、第2号又は第3号の会員の区分に該当する会員が、第1号会員になることを妨げない。

3 第1号会員以外の会員になろうとする者は、その理由を具し所属都市医師会長を経て会長に届け出その承認をうけるものとする。

(入会、異動及び退会の手続)

第3条 定款第7条に規定する入会、異動及び退会の手続きについては、次の各号に定める各様式によって行うものとする。

- (1) 入会申込書 様式第1号
- (2) 異動届出書 様式第2号
- (3) 退会届出書 様式第3号

(入会金)

第4条 第2条第1項の第1号会員（病院又は診療所の管理者でない者を除く。）は、定款第8条第1項の規定に基づく入会金を納入しなければならない。

2 入会金の納入は、その全額を1回に、又は10回以内に分割して行うものとする。

3 既に納入した入会金は、払い戻さない。

## 第3章 代議員及び予備代議員

(定 数)

第5条 代議員及び予備代議員の都市医師会毎の定数は、会員50人までは1人とし、50人

を超えるときは、50人又はその端数を増すごとに1人を加える。

- 2 前項に規定する定数算定の基礎になる会員数は、選出の年の前年12月1日現在の会員台帳による会員数とする。
- 3 代議員及び予備代議員選出後会員数の異動により、選出すべき代議員及び予備代議員の数に異動を生じても次の改選期までは、その数を変更しない。

(選出報告)

第6条 都市医師会長は、前条の規定により選出された代議員及び予備代議員の氏名を選出の年の4月30日までに、様式第4号により会長に報告しなければならない。

- 2 定款第16条第3項の補充選出については、選出の日から7日以内に報告するものとする。

#### 附 則

- 1 この規則は、一般社団法人山口県医師会定款附則第1項に規定する登記の日から施行する。
- 2 この規則施行前の社団法人山口県医師会定款施行規則は、これを廃止する。